

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 12月30日、チリ保健省は、段階的規制緩和計画第2段階（移行期）区域に居住する住民の移動について以下のとおり発表しました。

●段階的規制緩和計画第2段階（移行期）区域の住民に対して、明年1月4日から3月31日までの夏期休暇期間中に目的地1か所、1回に限り州間移動が許可される。但し、第1段階区域に移動することはできない。同許可書は、comisaria virtual を通じて申請する。

2 12月30日時点で、チリ国内では603,950名（死亡者16,499名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html